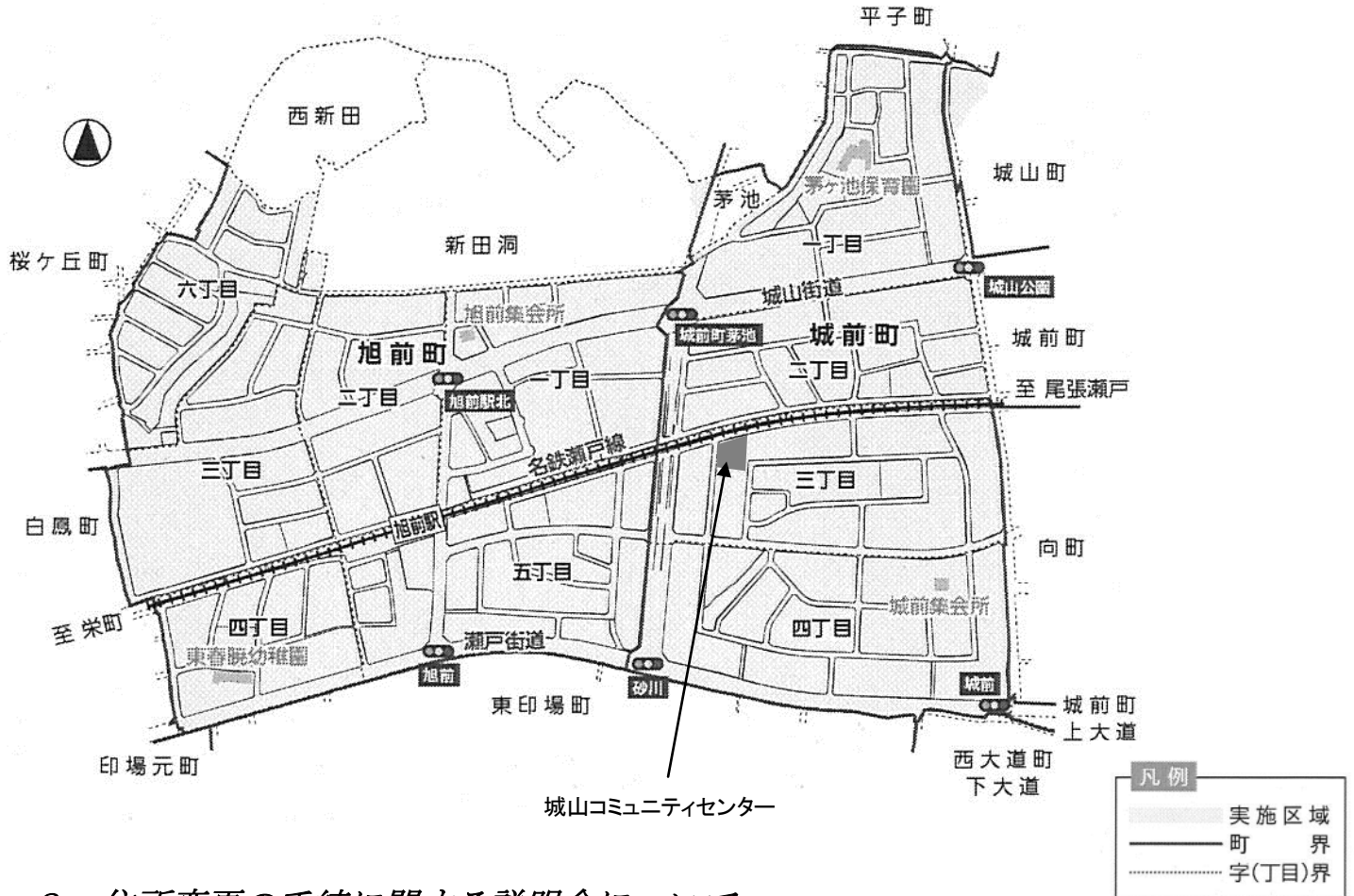


尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業に伴う

町名地番変更のしおり

1 新町字名区域図



2 住所変更の手続に関する説明会について

このしおりを用いて、住所変更の手続に関する説明会を下記のとおり開催しますので、御参加ください。

日時	会場	対象の方 (全日同様の説明内容ですので、御都合のよい日に御出席ください。)
10月24日(土) 午前10時から	城山コミュニティセンター (城前町茅池4588番地5 ☎0561-57-7646)	旭前町一、二、五丁目の方
10月25日(日) 午前10時から	城山コミュニティセンター (城前町茅池4588番地5 ☎0561-57-7646)	城前町三、四丁目の方
10月31日(土) 午後7時から	平子公民館 2階 集会室 (平子町中通219番地2 ☎0561-54-9290)	城前町一、二丁目の方
11月1日(日) 午後7時から	白鳳公民館 1階 集会室 (白鳳町二丁目20番地 ☎0561-52-0690)	旭前町三、四丁目の方
11月7日(土) 午前10時から	松ヶ丘集会所 (旭前町西新田5135番地139)	旭前町六丁目の方

注意

- ①駐車場の台数が限られておりますので、車での御来場は御遠慮ください。
- ②参加する方は、このしおりを御持参ください。
- ③会場は席に限りがありますのであらかじめ御了承ください。

3 郵便番号について

新町名の郵便番号については、以下のとおりです。

城前町一丁目～四丁目	488-0867	旭前町一丁目～六丁目	488-0855
------------	----------	------------	----------

4 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号を御親戚やお知り合いの方へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ」はがきを、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例により御記入のうえ、同封の専用茶封筒に入れて、郵便ポストか最寄りの郵便局へお出してください。(切手を貼る必要はありません。)

なお、1世帯当たり50枚(法人等は1事業所当たり300枚)のはがきを配布させていただきます。

「住所変更のお知らせ」はがきの様式
(表) (裏)

郵便はがき

郵便番号 四八八―八七九九
尾張旭市向町二丁目二番地一
日本郵便(株) 尾張旭郵便局

通信事務郵便

お知らせする相手方の宛先を郵便番号とともに御記入ください。

様

住所変更のお知らせ

土地区画整理事業により平成27年11月21日(土)からあなた様のお知り合いの方の住所の名称が下記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。
◎ 今後郵便物をお出しの際は、新住所名をご記入ください。
◎ あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所
郵便番号488-
尾張旭市

方内

御自身の新住所・氏名を御記入ください

氏名

高層アパート等は部屋番号まで、同居の方は必ず肩書をお書きください。

5 町名地番変更証明書について

住所が変更されたことを公的に証明する書類として、「町名地番変更証明書」を無料で発行します。町名地番変更実施後(11月24日(火)以降)に、行政課から1世帯(1法人)当たり5枚郵送します。

※法人の町名地番証明は、平成27年8月31日時点で、尾張旭市に法人設立申告等があり、閉鎖されていない法人に対して郵送します。

証明書が不足する場合は、11月24日(火)以降に市役所行政課窓口で無料で発行します。

【証明書の申請方法】

「町名地番変更証明願」で申請します。証明願は行政課窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

証明書に世帯主の氏名を記載する必要がある場合(町名設定調書に町名地番変更当時の世帯主の氏名が掲載されている場合に限る)は、申請者の本人確認ができる身分証明の提示が必要です。

当該世帯主以外の方が申請される場合は、委任状(規定様式はありませんので、委任者、代理人、委任事項、日付が明記されており、委任者の認印が押印されていれば結構です)も必要となります。

申請は郵送でもできます。郵送で申請する場合は、返信用の封筒(切手を貼ったもの)を同封して

ください。また、本人確認が必要な場合は身分証明書の写しを、委任状が必要な場合は委任状原本を同封してください。

6 住所変更の手続について

**平成27年11月21日（土）から新しい住所となります。
各種の住所変更の手続は、11月21日以降に行ってください。**

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局等が住所の書換えを行うものと、皆様御自身で住所変更の手続をしていただく必要のあるものがあります。

①住所変更手続が不要なもの

市役所 市民課	住民票(住民基本台帳)	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。 なお、本籍について、職権で更正できない方には個別に通知します。 ※本籍変更のお知らせは、平成27年11月に発送予定です。
	戸籍の表示・戸籍の附票	
	印鑑登録原票	
市役所 長寿課	介護保険被保険者証	新しい住所に書き換えた証書を送付します。
	介護保険負担限度額認定証	
市役所 税務課	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの所有者の住所	市役所が新しい住所に書き換えます。
市役所 保険医療課	国民健康保険被保険者証	新しい住所に書き換えた証書を送付します。
	国民健康保険高齢受給者証	
	子ども医療費受給者証	
	母子家庭等医療費受給者証	
	障害者医療費受給者証	
	精神障害者医療費受給者証	
	後期高齢者福祉医療費受給者証	
後期高齢者医療被保険者証		
市役所 上水道課	水道	市役所が新しい住所に書き換えます。「使用水量のお知らせ」等に記載のある住所・水栓所在地等が住民基本台帳上の住所と違う場合は御連絡ください。
尾張旭市立 図書館	館外貸出登録申込書に記入いただいた住所	図書館が新しい住所に書き換えます。※館外貸出券を作成したときに記入いただいた住所が住民基本台帳上の住所と違う場合は御連絡ください。
公共サービス	NHK	市役所から各機関に通知します。 なお、郵便局取扱いの郵便物は、住所変更後約1年間に変更前の住所が書かれていても配達されます。
	NTT	
	中部電力	
	東邦ガス	
	郵便局	
その他	旅券(パスポート)	本籍地が同一都道府県内で変更の場合、手続は不要です。パスポートの最終ページに住所を記入されている方は、御自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。

②皆様に住所変更の手続をしていただくもの

手続を必要とするもの	問い合わせ・届出先	必要なもの	備考
会社等の法人の本 店(主たる事業所) 支店(従たる事務 所)及び代表者等 の住所変更登記	・本店・支店を管轄する 法務局 (名古屋法務局法人登記 部門 名古屋市中区三の丸2 丁目2番1号 名古屋合 同庁舎第1号館 ☎052-952-8111)	・変更登記申請書 ・届出印鑑 ・町名地番変更証明書 ・代理申請の場合、委任状	株式会社は会社の所在地 と代表取締役の住所、有 限・合資及び合名会社は 会社の所在地と登記簿記 載の役員又は社員の住所 の変更。 変更登記の期限は住所変 更後、本店:2週間以内 支店:3週間以内
運転免許証	・守山警察署 名古屋市守山区脇田町 401 (平日 8:45~17:15) ☎052-798-0110 (住所変更は愛知県内の 警察署であれば、どこで もできます。日曜日は運 転免許試験場でできま す。)	・運転免許証 ・新住所を確認できる書類 (町名地番変更証明書、住 民票の写し等) ・新本籍を確認できる書類 (本籍変更のお知らせ、本 籍記載の住民票の写し等 のいずれか)※本籍変更 のお知らせは、平成27年 11月に市民課から発送予 定です。	お早めに変更手続をしてく ださい。(更新時でも可)
自動車検査証、 軽自動車届出済証	・小牧自動車検査登録事 務所(普通・小型自動 車、二輪の小型自動車 (250cc 超)) ☎050-5540-2048 ・軽自動車検査協会小牧 支所(軽自動車) ☎050-3816-1773 ・愛知県軽自動車協会小 牧分室(軽二輪(125cc 超 250cc 以下)) ☎0568-43-1406	・車検証 ・町名地番変更証明書 ・印鑑 ※その他書類が必要な場 合があります。	車検証をお手元に置いて、 電話で確認してから手続し てください。 お早めに手続してくださ い。
国民年金証書、 厚生年金証書 ※共済年金の方 は、各組合で手続 してください。	・瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412 ・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165	年金証書	住民票コード登録済の方 は原則手続不要です。 日本年金機構のホームペ ージまたは、はがき形式の 「年金受給権者住所・支払

			機関変更届」で手続きしてください。 (瀬戸年金事務所宛てのはがきは市役所保険医療課にあります。)
在留カード、特別永住者証明書	市役所市民課 ☎0561-76-8130	お持ちの在留カード、特別永住者証明書	お早めに変更手続きをしてください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証の住所変更 (更生医療・育成医療・精神通院) 在宅重度障害者手当	市役所福祉課 ☎0561-76-8142	・手帳又は受給者証 ・印鑑	お早めに変更手続きをしてください。
携帯電話、固定電話(NTTを除くIP電話等)	お取引の電話会社	各会社により方法が異なります。	お早めに変更手続きしてください。119番通報など緊急通報の際、住所の特定に時間がかかる場合があります。
預金通帳など	お取引の金融機関	各会社により方法が異なります。	

上記以外にも、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

その他

① 学校への届出について

変更後の新住所を通学している学校にお知らせください。

② ごみの収集について

町名等の変更によってごみの収集日・集積所が変わることはありません。

なお、ごみの収集日に変更になる場合は、事前にお知らせします。

【ごみ収集についてのお問い合わせ】環境事業センター☎0561-52-8000

③ 郵便物の送付について

市役所等からお送りする各種の通知が事務処理の都合上、変更日以降、当分の間、変更前の住所で郵送される場合がありますので、御了承ください。

7 土地建物の住所変更登記手続について

土地・建物登記簿の表題部については、名古屋法務局春日井支局で書き換えます。

ただし、所有権登記名義人などの住所は、御本人から申請があるまで変わりませんので、各自で行ってください。（区画整理地内は換地処分の登記完了以降（平成28年2月末予定）に行ってください。）

変更していただく届出等	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局	・ 登記申請書	区画整理地内の土地・建物については、登記事務停止期間終了後に行ってください。（下記参照） 売買、贈与、抵当権の設定などの事由が生じたときに併せて手続をされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	（尾張旭市内の土地建物については名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210）	・ 町名地番変更証明書（この証書を添付することで、住所変更登記の登録免許税は免除されます。） ・ 印鑑	

《土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について》

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで（平成28年2月末予定）、一般の登記手続（住所変更登記、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図、図面に関する証明書交付事務が停止されます（区画整理地区外は停止されません。）。

《名古屋法務局からお知らせ》登記相談をするときは、予約願います。

名古屋法務局春日井支局、一宮支局及び西尾支局では、登記の申請に関する相談を御希望の方に、待ち時間なく御利用いただけるよう、登記相談の予約をお願いしています。相談を希望されるお客様は、事前に下記支局まで電話・窓口で予約してください。登記相談を御利用していただく場合、次のお願いをしております。

- 1 相談時間は、おおむね20分以内を目途にお願いしています。
- 2 不動産登記及び会社・法人登記の申請に必要な書類について、一般的な相談をお受けしています。個別の事案については、お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- 3 申請書や添付書類は、お客様御自身で作成していただきます。職員は、お客様の申請書や添付書類を作成することはできません。
- 4 お客様が作成された登記申請書の「審査」は、受付後、登記官が行います。登記相談の時点で、お客様が作成された登記申請書の「審査」をすることはできません。
- 5 登記の申請は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者などが「申請人」となります。他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意ください。

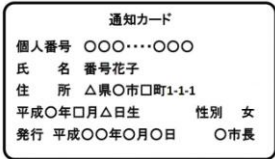

登記相談予約実施庁

庁名	不動産登記管轄	所在	電話番号
春日井支局	春日井市、瀬戸市、犬山市、小牧市、尾張旭市、丹羽郡	〒486-0844 春日井市鳥居松町4-46	0568-81-3210
一宮支局	一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3	0586-71-0600
西尾支局	西尾市	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60	0563-57-2622

「通知カード」と「個人番号カード」の取扱いについての御案内

マイナンバー制度の開始に伴い、平成27年10月中旬から11月下旬にかけて、住民票の住所にマイナンバーをお知らせするための「通知カード」が、世帯ごとにまとめて簡易書留（転送不可）により、地方公共団体情報システム機構から郵送されます。さらに、同封の申請書等で申請することで、平成28年1月から無料で「個人番号カード」が取得できます。

マイナンバー制度についての詳細は、簡易書留に同封されるパンフレットや、内閣官房のホームページを御覧ください。

通知カード	個人番号カード
<p>マイナンバーをお知らせする紙のカードです。</p> 	<p>無料で取得でき、公的身分証明書となるICカードです。確定申告の電子申請等でも利用できます。</p> 

通知カードと同封される個人番号カードの申請書には、換地処分前の旧住所が記載されています。お手数ですが、下記の対応をお願いします。

<p>個人番号カードを取得する予定の方 ※個人番号カードの交付は平成28年1月からです。</p>	<p><u>11月24日(火)以降</u>に市役所市民課にお越しいただければ、新しい住所を記載した申請書をお渡しします。 ＜お持ちいただくもの＞ ・通知カード ・本人確認ができる書類（免許証など） ・委任状（本人以外がお越しになる場合）</p>
<p>個人番号カードを取得する予定がない方</p>	<p>「通知カード」を市役所市民課にお持ちいただければ、新しい住所に変更いたします。 ＜お持ちいただくもの＞ ・通知カード ・本人確認ができる書類（免許証など） ・委任状（本人以外がお越しになる場合）</p>

臨時窓口の御案内

この案内が届いた方に上記の手続きをしていただけるよう、下記の日程で市役所市民課で臨時窓口を開設しますので、御利用ください。

- ・ 11月28日（土） 午後1時から午後5時まで
- ・ 11月29日（日） 午後1時から午後5時まで
- ・ 12月 2日（水） 午後5時15分から午後7時まで

問い合わせ先 尾張旭市役所 市民課 市民係 76-8130

このしおりに関するお問い合わせ先

尾張旭市役所総務部行政課

【開庁時間：月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く。）】

電 話 0561-76-8111（直通）

F A X 0561-52-0831

e-mail gyosei@city.owariasahi.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>